

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に採用され、送電保守業務の担当として、各送電所での勤務を経て、平成〇年〇月からはB所在の会社C支店D支社勤務となり、平成〇年〇月に定年退職となった。

請求人によれば、平成〇年〇月に人事考課により降級となり、そのことで会社の業務指示書の履行に不安をもって業務を遂行していたところ、平成〇年〇月〇日に上司から皆の前で机を叩かれ叱責されたことから、多弁、不眠等の症状が出現したとしている。

請求人は、同年〇月〇日に自宅マンションの〇階屋外通路から飛び降りようとしたところ、妻に制止され、110番通報後、精神保健福祉法第24条に基づきE病院に救急受診となり、「躁病」と診断され、妻の同意のもと医療保護入院となった。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日以降の診療に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会としても、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、平成〇年〇月頃にICD-10の「F31 双極性感情障害」を発病したものと判断する。

ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人らは、平成〇年〇月〇日にFGMからみんなの前で机をたたいて叱責を受けたことにより精神障害を発病した旨主張していることから、検討すると、次のとおりである。

同GMによる請求人に対する叱責が行われた経緯についての関係者の申述はほぼ一致しており、業務に関して請求人が叱責を受けるに至ったことには相応の理由があったと考えることが相当である。この点、感情的になり他の職員もいる前で机をたたくという上司の行動は、部下への指導方法としては必ずしも

適切とはいえないものの、それ以上に暴力的な行動があったとは認められず、さらに、請求人自身も、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「FGMなどから言葉で人格を否定するようなことを言われた具体的な記憶はない」旨述べていることに鑑みると、当該出来事について、認定基準の別表1の業務による心理的負荷評価表（以下「心理的負荷評価表」という。）の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」場合に該当するとしても、「強」の例には当たらず、「中」の例である「上司から、業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けた」に該当すると判断され、その旨の決定書理由第2の2の（2）のイの（イ）の説示は妥当である。

- (3) 請求人らは、平成〇年以降における請求人の「能力評定結果」、降級処分、一連の業務指示書の提示、業務外しなどは、「仕事上の差別、不利益取扱い」に該当するものであり、具体的事情についてさらに調査し、心理的負荷について判断すべきである旨主張しているが、これらは、決定書理由第2の2の（2）のイの（ウ）に説示するとおり、請求人の精神障害発病前の6か月の間の出来事、あるいは心理的負荷評価表の具体的出来事に該当しないものであり、心理的負荷の評価の対象とはならないものである。

なお、請求人らは、「仕事上の差別、不利益取扱い」に該当する出来事は繰り返し行われているものであるため、認定基準の出来事の評価の留意事項におけるいじめやセクハラにおける取扱いに照らして、すべての出来事を評価の対象とするよう求めているが、請求人らが主張する各出来事は、それぞれ請求人の業務遂行の結果の評価に基づいて行われているものであり、継続して行われているものではなく、また、そもそもいじめやセクハラとは性格を異にするものであることから、いじめやセクハラにおける取扱いに準じて評価することはできない。

- (4) 以上のことから、請求人の精神障害の発病は、決定書理由第2の2の（2）の結論のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。
- (5) なお、請求人らは、再審査請求において掲げる事項について調査するよう求めているが、本件に係る当審査会の判断は上記のとおりであり、請求人らが主張する内容について調査する必要性があるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。